梨県公報

第千六百二十号

平成十七年

月 曜

十一月二十一日

目

次

救急病院等の申出の撤回の届出......七八三 告 示

救急病院等の認定......七八三

土地収用事業の認定......七八三

県営土地改良事業計画の変更......七八五

富士川水系釜無川圏域河川整備計画の決定......七八五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.........................七八五

公安委員会

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部改正...七八六 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正......七八五

告 示

山梨県告示第六百六号

認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

救急病院の名称及び所在地

名 称

撤回年月日

勝沼町立勝沼病院

東山梨郡勝沼町勝沼九百五十番地

所

在

地

平成十七年十月三十一日

Щ

梨 県

公

報

第千六百二十号

平成十七年十一月二十一日

日 山梨県告示第六百七号

次の病院を救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

救急病院の名称及び所在地

甲州市立勝沼病院 名 称 甲州市勝沼町勝沼九百五十番地 所 在 地

認定期間

平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

山梨県告示第六百八号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。) 第二十条の規定

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

起業者の名称

事業の種類

市川三郷町

市川三郷町営住宅富士見団地建替事業

Ξ 起業地

- 収用の部分 西八代郡市川三郷町大字市川大門字向新田地内
- 2 使用の部分 なし

兀 事業を認定した理由

法第二十条第一号要件

地の住宅経営」に関するものであることから法第二十条第一号に該当する。 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸する目的で行う五十戸以上の一団 について同法第二章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域において、 第三十号に掲げる「地方公共団体が都市計画法第四第二項に規定する都市計画区域 市川三郷町営住宅富士見団地建替事業 (以下「本事業」という。) は、法第三条

法第二十条第二号要件

十条第二号に該当する。事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二起業者は、平成十七年度にまちづくり交付金等により財政措置を講じており、本

3 法第二十条第三号要件

申請事業の施行により得られる公共の利益

ある。を図るために実施する事業であり、土地収用法第三条第三十号に該当する事業でを図るために実施する事業であり、土地収用法第三条第三十号に該当する事業で建替えを行い、若者の定住促進及び高齢者が安心して生活できる生活空間の確保本事業は、町営住宅が老朽化していること、居住面積が狭小であること等から

る。 は人的被害や住宅被害が危惧され、地震にも耐えられない状況にあると判断され 住環境が整い、高齢化社会に対応できる住宅とはいえず、豪雨又は風水害の際に 住環境が整い、高齢化社会に対応できる住宅とはいえず、豪雨又は風水害の際に 住宅は、老朽化が著しいとともに居住面積が狭小で水洗等の設備も不備のため居 簡易耐火構造住宅の多くが耐用年限を経過し、又は過半を過ぎており、これらの 四十三年度から昭和六十三年度までの間に建設され、このうち木造戸建住宅及び 四十三郷町営住宅富士見団地(以下、「町営富士見団地」という。)は、昭和

域の環境を悪化させている。 また、当該団地には、駐車場が少ないため道路への違法駐車が横行しており地

である。本事業は、これらの問題を改善するために町営富士見団地の建替えを行うもの

いと認められる。 活環境を確保できるようになる等本事業の施行により得られる公共の利益は大き本事業が完成すると、若者の定住促進が図られ、高齢者が安全で安心できる生

申請事業の施行により失われる利益

ることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。等を取り決め、住民の理解を得ており、適切な対策を講じているものと認められ押さえるため低音重機を使用すること、土曜日・日曜日には工事を行わないこと通勤・通学時における安全対策を講ずること、工事に伴う騒音及び振動の発生を因する周辺環境への影響等が考えられるが、起業者は、地域の住民と協議を重ね、因する周辺環境への影響等が考えられるが、起業者は、地域の住民と協議を重ね、本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起

二起業地の選定

になったものである。 なること及び住民の意向等から検討した結果、現在地において建替えをすること本事業の施行位置については、構外へ移転する場合は新たに用地取得が必要に

係る区域を定めたが、これは適切であると認められる。更に、仮移転戸数、建設費用等の経済性、環境への配慮等を考慮し、起業地に

四 比較衡量

められることから、法第二十条第三号に該当する。以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認とともに、三で述べたとおり、本事業の起業地は、適切であると認められる本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる「で述べた得られる公共の利益と」で述べた失われる利益を比較衡量した結果、「で述べた得られる公共の利益と」で述べた失われる利益を比較衡量した結果、

法第二十条第四号要件

. 申請事業を早期に施行する必要性

失われつつある。 ち障子紙の全国シェアは約四十%と主産業となっているとはいえ、地域の活力はともに少子化が進んでいる。そのため、唯一の地場産業である和紙製造業におけてきたものの、近年では、人口は減少傾向にあり、人口構成においても高齢化と市川三郷町のうち旧市川大門町は、地域の中心的な役割を果たしながら発展し

災避難場所としての公園の整備等を進めていくとの方針を定めた。方策として、まちづくりの骨格となる道路、快適な住宅、町民の潤いの場及び防若者から高齢者にいたる全ての町民が安全に快適な暮らしを確保していくためのこのような状況の中、旧市川大門町は、市川大門町第四次総合計画において、

してきたところである。 してきたところである。 してきたところである。 してきたところである。 してきたところである。 では、おれていない等居住環境が劣悪であった町営富士見団地の建替えに向けて準備画」及び「市川大門町営住宅建替基本計画」を策定し、老朽化が著しく耐震構造要から、平成十三年度に個別計画として「市川大門町営住宅ストック総合活用計定住できる魅力ある町を目指し、地域の改善を図るため快適な住宅を整備する必定住できる魅力ある町を目指し、地域の改善を図るため快適な住宅を整備する必定住できる魅力ある町を目指し、地域の改善を図るため、少子高齢化対策や人口減少への対策として、若者がこの方針に対応するため、少子高齢化対策や人口減少への対策として、若者が

以上のことから、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

こ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

活できる生活空間の確保を図るために実施する事業である。本事業は、町営住宅の建替えを行い、若者の定住促進及び高齢者が安心して生

し、いずれも必要な範囲であると認められる。 このため、起業地の範囲は、住宅の整備に必要な面積をもとに積算した規模と

にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。 また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用

収用する公益上の必要性

ことから、法第二十条第四号に該当する 以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められる

- 5
- 判断することができる。 1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

市川三郷町建設課

五

山梨県告示第六百九号

事業中道地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業 (担い手育成畑地帯総合整備 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成十七年十一月二十二日から同年十二月二十日まで

Ξ 縦覧場所

中道町役場

兀 異議申立期間

平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月四日まで

公 告

• 富士川水系釜無川圏域河川整備計画の決定

川水系釜無川圏域河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により公表 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、富士

平成十七年十一月二十一日

Щ

梨

県

公 報

第千六百二十号

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

> 峡南地域振興局及び峡北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県土木部治水課、 峡中地域振興局、

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

富士吉田市下吉田字田尻四五六二、四五六二の二及び四五六二の三の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 富士吉田市下吉田二千八百三十九番地 有限会社トウスイ 代表取締役 真田亙
- に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 • 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

平成十七年十一月二十一日

山梨県知事

本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 Щ

四七四の五及び四七四の六の区域 中巨摩郡昭和町西条字清水尻四七四の一、四七四の二、 四七四の三、四七四の四、

| 公共施設の種類、 位置及び区域

水道	公共施
路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社テイジン 代表取締役 保坂貞仁

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十九号

Щ

うに定める。 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のよ

平成十七年十一月二十一日

山梨県公安委員会

委員

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和五十八年山梨県公安委員 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則

会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条の七」を「第四十三条」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県公安委員会規則第二十号

則を次のように定める。 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規

平成十七年十一月二十一日

山梨県公安委員会

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正す 委員長 吉 臭

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則(昭和四十七年山梨

県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

五号。以下「検定規則」という。) 第一条第一項」を「警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定等規則」という。)第一条第二 第四条第二号中「警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第

号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

第四条第三号を次のように改める。

検定等規則第一条第五号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第

六号に規定する貴重品運搬警備業務

警備業務」を「施設警備業務」に改める。 第五条第二号中「検定規則第一条第一項」 を「検定等規則第一条第二号」に、「常駐

この規則は、 公布の日から施行する。

Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

発行者

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番